令４健康増進第１７５６号
令和５年（2023年）　３月　６日

各医療機関の長　様

山口県健康福祉部新型コロナウイルス感染症対策室長

新型コロナウイルスワクチンの個別接種促進のための支援事業の申請等について

平素から、本県新型コロナウイルス感染症対策につきまして、格別の御理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、下記のとおり御案内いたしますので、内容を御確認の上、提出をお願いいたします。

なお、今回は令和５年２月５日から３月31日までの期間の実績について、３月31日までに請求書等を提出していただくことになります。３月末に接種を行う医療機関におかれましては、前もって件数を集計しておくなど、事前にご準備いただきますようお願いします。）

おって、各種通知文書、様式等は県ホームページ（https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/47/19142.html）に掲載しておりますので、ダウンロードして御使用ください。

また、インターネット閲覧環境にない等、特別の事情がある場合は、担当まで個別に御相談ください。

記

**１　個別接種促進のための支援事業にかかる請求方法について**
**（令和４年10月以降より一部支給要件が変更されています。）**

○　請求先
所在地：〒７５３－８５０１　山口市滝町１－１
宛　先：山口県健康福祉部新型コロナウイルス感染症対策室
　　　　補助金担当　宛
※　郵送により提出してください。

○　提出物
請求書（様式３）、実績報告書（様式２）、支給申請書（別記様式１）及びその他参考となる資料
※　その他参考資料として「平日に時間外等の接種体制（予約時間等）」の時間が分かるものを添付してください。（診療所のみ。様式任意。）
　なお、当初予定していた時間がずれ込み、偶発的に時間外・夜間の時間帯に接種した場合は、時間外等の接種体制に該当しません。（Ｐ23のＱＡ30を参照し

てください。）

※　中小企業の職域接種のうち、個別接種促進に係る接種を実施した場合は、実績報告書添付用書類も提出してください。

○　提出期限

令和５年３月31日（金）※消印有効

※　期限内に提出された請求については、随時、審査を行います。

○　請求額

＜診療所＞

(a)週100回以上の接種を令和５年２月５日から３月31日までに４週間以上行う場合には、週100回以上の接種をした週における接種回数に対して回数当たり2,000円
ただし、週100回以上の接種を行ったそれぞれの週のうち、少なくとも１日は時間外、夜間または休日（注）に接種体制を用意していることが必要

(b)週150回以上の接種を令和５年２月５日から３月31日までに４週間以上行う場合には、週150回以上の接種をした週における接種回数に対して回数当たり3,000円
ただし、週150回以上の接種を行ったそれぞれの週のうち、少なくとも１日は時間外、夜間または休日（注）に接種体制を用意していることが必要

(c)50回以上／日の接種を行った場合には、１日当たり定額で10万円
ただし、時間外、夜間または休日（注）に接種体制を用意していることが必要

＜病院＞

(d)特別な接種体制を確保した場合であって、50回以上／日の接種を週１日以上達成する週が、令和５年２月５日から３月31日までに４週間以上ある場合には、

・　医師　１人１時間当たり7,550円
・　看護師等　１人１時間当たり2,760円

※　接種回数により算定してください。（予診のみは含みません。）

※　(a)または(b)と(c)は重複しません。

※　(d)の対象となる日は、50回以上／日の接種を行った日に限ります。なお、令和４年９月までの要件同様、時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意していなくても支援の対象となります。（Ｐ24のＱＡ36参照）

○　作成方法

・　対象期間（令和５年２月５日から３月31日まで）を一括して作成してください。
・　接種費用2,070円等の請求との整合性を図ってください。
・　県から照会があった場合は適切に御対応ください。

○　請求及び支払いの時期

・　医療機関は、対象期間分（令和５年２月５日から３月31日まで）をとりまとめた上で、令和５年３月31日までに請求を行ってください。

・　県は、請求の内容を審査した上で適正と認めた場合には、当該請求に係る費用の支払いを行います。

（注）時間外、夜間または休日の考え方（接種費用の時間外・休日の接種に対する加算の考え方とは異なるためご留意願います。）
時間外：当該医療機関の標榜する診療時間以外の時間
夜　間：18時以降（医療機関の診療時間に関わらない）
休　日：土日祝日（医療機関の診療日に関わらない）
※条件（50回、100回（150回））の達成となる接種数には、時間外、夜間に行った接種以外の接種（日中の診療時間内に行った接種等）も計上して差し支えありません。

## （参考１）今後の対象期間及び請求スケジュールについて

現在予定している対象期間は以下のとおりです。
なお、10月以降の取組については、支給要件が変更されています。

| 対象期間 | 案内時期 | 請求期限 |
|---|---|---|
| 令和４年４月１日から６月４日 | ６月３日 | 終了しました |
| 令和４年６月５日から８月６日 | ８月５日 | 終了しました |
| 令和４年８月７日から10月１日 | 10月６日 | 終了しました |
| 令和４年10月２日から12月３日 | 12月６日 | 終了しました |
| 令和４年12月４日から令和５年２月４日 | 2月6日 | 終了しました |
| 令和５年２月５日から３月31日 | 今回 | ３月31日※消印有効 |

## （参考２）［市町］時間外・休日に接種を行った場合の接種費用の上乗せにかかる請求方法について

接種費用の上乗せにかかる請求先は県ではありません。
詳細については各市町にお問い合わせください。

○　令和３年12月以降の取り扱いについて

・　令和３年12月１日以降に新様式の予診票を用いて行った接種に係る時間外・休日加算については、原則、Ｖ－ＳＹＳを活用して請求する接種費用と一体的に時間外・休日加算分の費用も請求することになります。

・　ただし、令和３年12月１日以降も、医療機関においてやむを得ない理由等により、旧様式の予診票を用いて費用請求する場合は、接種費用はＶ－ＳＹＳを活用して請求する一方、時間外・休日加算分は、接種費用の請求と別に行うこととなります。その際の、時間外・休日加算分の実績報告書及び請求書は別添のとおりとなり、対象期間終了月の翌月末までに請求を行ってください。

（例）令和３年12月分は令和４年１月31日までに請求

○　請求額

時間外：　730円×予診実施回数＋消費税

休　日：2,130円×予診実施回数＋消費税

○　問い合わせ先

医療機関が所在する市町（被接種者の居住地に依らない）

各市町の問い合わせ先はＰ５のとおり

## （参考３）「新型コロナウイルスワクチンの個別接種促進のための支援」の今後について

国から方針等が示されたら、県ホームページ（https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/47/19142.html）に掲載する予定ですので、各医療機関でご確認願います。

なお、インターネット閲覧環境にない等、特別の事情がある場合は、担当まで個別に御相談ください。

新型コロナウイルス感染症対策室

TEL:083-933-3002、2890

FAX:083-933-2491

メール：corona2@pref.yamaguchi.lg.jp